

令和 6 年度保健センター事業概要(健康づくり事業)

※令和 6 年度事業統計とリンクした内容を記載しています

健康手帳の交付

健康診査の結果やその他健康保持のために必要な事項を記載し、自ら健康管理及び適切な医療の確保に資するため、健康手帳の利用を促している。

平成 31 年 4 月より、健康手帳は厚生労働省のホームページからダウンロードする方式となった。本市のホームページにて交付方法について周知している。

健康教育

集団健康教育

主に 40 歳から 64 歳の市民及びその家族を対象に、テーマ別に健康教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康教室を実施している。

健康づくり教育

主に 39 歳以下又は 65 歳以上の市民を対象に、健康づくり教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康づくり教室を実施している。

歯科保健教室

主に 39 歳以下又は 65 歳以上の市民を対象に、歯科保健教室を実施している。また、地域からの依頼による歯科保健教室を実施している。

教室以外のイベント等

市民を対象に生活習慣病予防のためのイベント等を実施している。

健康相談

重点健康相談・総合健康相談

保健師、管理栄養士、歯科衛生士が面接・電話等による各種健康相談を実施している。(全区:随時開催)

重点健康相談では、40 歳から 64 歳の市民及びその家族を対象に個人の食生活や口腔内の健康状態、その他の生活を勘案して行う疾病別相談に対応している。また、総合健康相談では、健康に関する一般的な相談を受けるとともに、必要に応じて血圧・体脂肪率測定等の計測を行っている。

健康づくり相談

39 歳以下又は 65 歳以上の市民を対象に、栄養、運動、休養、歯や口腔等に関する相談を実施している。

健康診査

女性のヘルスチェック

18 歳から 39 歳までの女性の健康づくりの一環として、生活習慣病や貧血などの早期発見及び予防を図るため

の健康診査を市内個別医療機関で実施している。

また、健診の結果、医師からの指示があった方に対し、健康相談・電話相談・家庭訪問等による保健指導を行っている。

【内容】問診、身体測定、血圧測定、打聴診、血液検査(貧血検査・血液生化学検査)

がん検診

がんの早期発見やがん予防に関する知識の普及を目的として、市内個別医療機関で各種がん検診を実施している。

がん検診要精密検査未受診者対策

精密検査受診率向上を目的として、一次検診受診後約 4 か月が経過の際、精密検査受診未把握者を対象に「受診状況確認」と「受診勧奨」を実施している。

さらに、乳がん検診及び子宮がん検診については、「受診状況確認」の結果、精密検査未受診の方に電話等にて受診勧奨を実施している。

成人歯科健康診査

40歳から70歳の市民を対象に、成人期の歯周疾患・う蝕等歯科疾患の予防及び口腔衛生に対する意識を高めるため、市内実施医療機関で成人歯科健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診(歯周疾患、う蝕の有無など)、歯科保健指導

口腔機能健康診査

71 歳以上(当該年度 4 月 1 日時点で 75 歳又は 80 歳の後期高齢者医療被保険者は除く)の市民を対象に、高齢期における口腔機能低下及びそれに伴う誤嚥性肺炎等の疾病予防を図るため、市内実施医療機関で口腔機能健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診(歯周疾患、う蝕の有無など)、口腔機能評価

訪問歯科健康診査

40 歳以上の在宅要介護者で健診の機会に恵まれない市民を対象に、口腔状態の改善を図るため、歯科医師等が訪問し、歯科健診と歯科保健指導を実施している。

訪問指導

健康問題を抱えており保健指導が必要と認められる方、又はその家族等(介護予防事業対象者・介護保険の給付を受けている方・特定保健指導を受けている方を除く)を対象に、疾病の予防及び健康の保持・増進を図るため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が家庭訪問を実施し、必要な保健指導や助言を行っている。

食生活改善推進員養成講座

地域における食生活改善のため組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、1 コース 6 日間の養成講座を実施している。

【内容】①健康づくりについての総論

②健康づくりのための食生活・運動・休養についての講義及び実習・実技

③食品衛生と食の安全についての講義

④食生活改善地域組織活動について

食生活改善推進員育成

食生活改善推進員が、地域の健康づくりや食育の推進に関する専門的知識をさらに深め、地域ボランティアとしての資質向上を図るため研修会を実施している。

特定保健指導（積極的支援）

さいたま市は国民健康保険加入者（40 歳から 74 歳）に対して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施している。健康診査の結果、「動機付け支援」に該当した方は健康診査の実施医療機関において特定保健指導を行い、「積極的支援」に該当した方に対しては各区保健センターで特定保健指導を実施している。